

適格消費者団体と 消費者スマイル基金の意義と課題

【日 時】 10月19日（木） 13：15～15：15

【場 所】 主婦会館プラザエフ5階会議室

消費者団体訴訟制度が従来の差止請求の範囲から被害回復訴訟にまで拡充され、消費者団体を取り組める公益的活動の領域が大きく広がりました。他方、団体の財政事情は依然として厳しく、本年の通常国会で改正国民生活センター法が成立しましたが、適格消費者団体が安定して消費者団体訴訟制度に基づく活動ができるような公的支援は実現していません。こうした中、全国消団連では検討を重ね、適格消費者団体等の消費者被害防止・救済の活動に財政支援を行うべく「消費者スマイル基金」を本年4月に設立しました。あらためて適格消費者団体と「消費者スマイル基金」の意義と現状を学び、今後求められることについて考えあいます。

時間	内容	スピーカー
13：15～13：20（5分）	開会	
13：20～13：35（15分）	消費者団体訴訟制度をめぐるこれまでの沿革と課題	磯辺浩一氏 （消費者機構日本専務理事）
13：35～14：05（30分）	適格消費者団体の活動と課題	石田幸枝氏 （全国消費生活相談員協会） 飯田秀男氏 （全大阪消団連、消費者支援機構 関西副理事長）
14：05～14：20（15分）	「消費者スマイル基金」の現状報告	河野康子氏 （消費者スマイル基金事務局長）
14：20～14：30（10分）	質疑応答	
14：30～15：05（35分）	グループワーク（適格消費者団体の活動を広く知らせ、社会からの支援を得るための方策とは）	
15：05～15：15（10分）	まとめ	

10月運営会議
適格消費者団体と消費者スマイル基金の意義と課題

日時： 10月19日 (木)
時間： 13:15~15:15
場所： 主婦会館プラザエフ
5階会議室



申し込み締め切り 10/12 (木)

参加申込書

団体名	連絡先(TEL)

参加者名

※お預かりいたしました個人情報責任をもって管理し、本運営会議の目的外には使用いたしません